

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 沢井製薬株式会社

【英訳名】 SAWAI PHARMACEUTICAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 澤井 光郎

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

【電話番号】 大阪 06(6105)5711(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理部長 未吉 一彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

【電話番号】 大阪 06(6105)5711(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理部長 未吉 一彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第67期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金 55円、総額2,026,092,695円

効力発生日

平成27年6月26日

ロ その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第27条及び第35条の一部を変更する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、澤井弘行、澤井光郎、岩佐孝、戸谷治雅、木村圭一、小玉稔、澤井健造、徳山慎一、菅尾英文及び東堂なをみの10名を選任する。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額50百万円以内に改定する。

第5号議案 当社取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権発行承認の件

当社取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

当社は、平成23年6月23日開催の当社第63回定時株主総会において取締役報酬額について年額670百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨承認され、現在に至っているが、これとは別枠にて取締役（社外取締役を除く）8名以内の者に対し報酬等として新株予約権を付与する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案	294,751	2,891	960	(注) 1	可決	98.05
第2号議案	298,075	186	341	(注) 2	可決	99.16
第3号議案						
1. 澤井弘行	293,532	4,728	341	(注) 3	可決	97.65
2. 澤井光郎	293,833	4,427	341		可決	97.75
3. 岩佐 孝	294,950	3,310	341		可決	98.12
4. 戸谷治雅	294,932	3,328	341		可決	98.11
5. 木村圭一	294,931	3,329	341		可決	98.11
6. 小玉 稔	294,659	3,601	341		可決	98.02
7. 澤井健造	294,886	3,374	341		可決	98.10
8. 徳山慎一	294,953	3,307	341		可決	98.12
9. 菅尾英文	296,675	1,585	341		可決	98.69
10. 東堂なをみ	297,387	873	341		可決	98.93
第4号議案	297,325	936	341	(注) 1	可決	98.91
第5号議案	296,964	1,297	341	(注) 2	可決	98.79

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。